



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第27号

令和6年12月23日付けで静岡県後期高齢者医療広域連合長の任期が満了することに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者について次のとおり定める。

令和6年12月9日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 中野 弘道



1 職務代理者の職氏名

静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 込山 正秀

2 設置期間

令和6年12月24日から静岡県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月2日告示第1号)第12条第3項の規定による広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日までの間

3 設置理由

静岡県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月2日告示第1号)第13条第1項の規定により広域連合長としての任期が満了となるため



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第 28 号

令和 6 年 12 月 24 日から静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 2 日告示第 1 号）第 12 条第 3 項の規定による広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日までの間、静岡県後期高齢者医療広域連合の公文書等の中に「静岡県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは「静岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「静岡県後期高齢者医療広域連合長 中野 弘道」とあるのは「静岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 込山 正秀」と読み替える。

令和 6 年 12 月 9 日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 中野 弘道

